

正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱細則

(根拠)

第1条 この細則は、「正社員雇用拡大助成金事業助成金交付要綱」(以下「要綱」という。)第20条の規定に基づき、正社員雇用拡大助成金事業助成金の執行にあたり必要な事項を定めるものとする。

(中小企業事業主の範囲)

第2条 要綱別表1に定める中小企業事業主の範囲は、別表1のとおりとする。

(正社員の定義)

第3条 要綱第4条に定める正社員とは、別表2のとおりとする。

(対象者の定義)

第4条 要綱第4条に定める卒後1年以内の者とは、次の各号の学校等を卒業した者で、卒業した日から起算して1年以内の者とする。

- (1) 学校(小学校及び幼稚園を除く)、専修学校、各種専門学校、外国の教育施設の卒業者
- (2) 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練の修了者。ただし、職業能力開発促進センター及びハローワークの実施するハロートレーニング(公共職業訓練及び求職者支援訓練)の修了者を除く。

2 要綱第4条に定める過去6か月以内に正社員として雇用されていない者とは、本助成金事業に係る対象者を雇用した日から起算して過去6か月以内に正社員として雇用されていない者とする。

(助成金の対象とする定着に繋がる取組の実施期間)

第5条 要綱第4条の3か月の雇用期間算定は、民法(明治29年法律第89号)第143条に基づくものとする。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条による緊急事態宣言及び新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言により休業等を余儀なくされた事業者における3か月の算定に当たっては、当該休業期間を除算することができる。この場合において、要綱第8条の承認を受けなければならない。

(事業主都合による離職者)

第6条 要綱第3条第2号による過去6か月以内に事業主都合による離職者がいない事業所とは、要綱第6条による交付申請日から起算して過去6か月以内に、雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者における解雇等の理由により離職した者がいない事業所とする。

(新規雇用の証明書類)

第7条 事業者は要綱第4条に定める新規雇用の証明として「雇用契約書等の写し」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し」、本助成金事業に係る対象者の「履歴書の写し」、その他必要に応じ県の求める関連書類を要綱第6条第1項に規定する計画書に添付しなければならない。

(外国人の在留資格)

第8条 外国人を本事業の対象者とする場合は、次の各号いずれかの在留資格をもって在留する者に限る。

- (1) 永住者
- (2) 日本人の配偶者等
- (3) 永住者の配偶者等
- (4) 定住者

(給与支払い及び勤務実績の証明書類)

第9条 事業者は、新規雇用から3か月の間の給与支払及び勤務実績の証明として、「賃金台帳の写し」及び「出退勤簿の写し」を要綱第11条に規定する実績報告書に添付しなければならない。

(助成対象事業者及び定着に繋がる取組みの内容審査)

第10条 要綱第4条の定着に繋がる取組みの内容審査に当たっては、様式第1号を中心に、次の各号を審査するものとする。

- (1) 助成対象事業者については、登記簿等により審査する。
- (2) 定着に繋がる取組みの審査は、計画の内容を様式第1号の3に定める各項目の指標に沿って、個別・具体的に審査する。

審査基準

妥当性：事業目的に合致する計画か

有効性：今後の定着が十分に図られる計画か

協働性：雇用された正社員が主体的な仕事を与えられ、相互にコミュニケーションを図ることができる内容となっているか

支援体制：雇用された正社員のために、定期面談・フォローアップ、相談体制の構築、キャリアパスの提示等の人材育成や定着支援を行っているか

(事業を中止した場合の助成金の取り扱い)

第11条 助成金交付希望者が助成事業を中止した場合は、助成金は交付しないこととする。

(受託事業者を経由する申請書等)

第12条 要綱第19条第3項に定める受託事業者を経由する申請書等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画書兼助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 正社員雇用拡大助成金事業助成金交付申請取下書(様式第3号)
- (3) 正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画変更申請書(様式第4号)
- (4) 正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画中止(廃止)申請書(様式第5号)
- (5) 正社員雇用拡大助成金事業雇用定着計画遂行状況報告書(様式第6号)
- (6) 正社員雇用拡大助成金事業雇用定着実績報告書(様式第7号)
- (7) 正社員雇用拡大助成金事業事業所変更届出書(様式第10号)
- (8) その他知事が指示する申請書又は関係書類

附 則

この細則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行し、平成 31 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 32 年年 3 月 31 日をもって効力を失う。

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

この細則は、令和 2 年 4 月 20 日から施行し、令和 2 年 4 月 16 日から適用する。

別表1 (第2条関係)

中小企業事業主の範囲は、企業全体で常時雇用する労働者の数の上限を300人以下とし、かつ、表1の「主たる事業」ごとに、「A 資本金の額または出資の総額」または「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」に照らして、A、Bどちらかの基準に該当すれば、中小企業事業主とする。ただし、資本金を持たない事業主は「B 企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断することとする。

なお、「主たる事業」は、表2(業種区分)に基づく。

表1

主たる事業	A 資本金の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

表2 (業種区分)

業種	該当分類項目
小売業	大分類 I(卸売業、小売業)のうち 中分類 56(各種商品小売業) 中分類 57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 58(飲食料品小売業) 中分類 59(機械器具小売業) 中分類 60(その他の小売業) 中分類 61(無店舗小売業) 大分類 M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類 76(飲食店) 中分類 77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G(情報通信業)のうち 中分類 38(放送業) 中分類 39(情報サービス業) 小分類 411(映像情報制作・配給業) 小分類 412(音声情報制作業) 小分類 415(広告制作業) 小分類 416(映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類 K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類 693(駐車場業) 中分類 70(物品賃貸業) 大分類 L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類 75(宿泊業) 大分類 N(生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 791(旅行業)は除く 大分類 O(教育、学習支援業)(中分類 81,82) 大分類 P(医療、福祉)(中分類 83~85) 大分類 Q(複合サービス事業)(中分類 86,87) 大分類 R(サービス業<他に分類されないもの>)(中分類 88~96)
卸売業	大分類 I(卸売業、小売業)のうち 中分類 50(各種商品卸売業) 中分類 51(繊維・衣服等卸売業) 中分類 52(飲食料品卸売業) 中分類 53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 54(機械器具卸売業) 中分類 55(その他の卸売業)
製造業その他	上記以外のすべて

別表2（第3条関係）

正社員とは、次のアからエまでのすべてに該当する正規雇用労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

エ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。